

第5章 指定大学（教員養成フラッグシップ大学）

教員養成フラッグシップ大学に指定された大学（以下「指定大学」とする）では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校免許の授与の所要資格を得るために必要な免許法別表第1の単位のうち、専修免許状及び一種免許状の取得に必要な単位数の一部について、「指定大学が加える科目」をもってあてることができます。なお、令和7年4月1日現在の指定大学は以下のとおりです。

第1節 指定大学及び連絡先（令和8年4月1日現在）

- ・東京学芸大学 学務部先端教育推進課 電話：042-329-7120
- ・福井大学 総合教職開発本部事務室 電話：0776-27-8997
- ・大阪教育大学 総務部経営戦略課 電話：072-978-3334
- ・兵庫教育大学 総務部企画・広報戦略課 電話：0795-44-2337

第2節 指定大学が加える科目の単位数について

学校種及び免許種により、あてることができる指定大学が加える科目の単位数が異なります。申請したい学校種の免許法別表第一関係の表及び注を御確認ください。